

白石踊



国指定重要無形民俗文化財

伝承者養成テキスト

白石踊伝承者養成事業テキスト作成委員会





第五八号

重要無形民俗文化財指定証書

白石踊

白石踊会

文化財保護法第五十六条の十の
規定により重要無形民俗文化財
として昭和五十年五月四日文部大臣に
より指定されました

昭和五十一年六月十九日

文化庁長官安嶋



序

白石島は、岡山県の西南端、広島県と隣接するところの沖合12kmにあり、そこは瀬戸内海潮流の合致点に当り古く文化も開けたところらしく、古墳もあり、縄文式、弥生式の土器なども発掘されています。また島は弘法大師の巡錫の地と云われ、島人たちの信仰にも篤いものがあります。

この島に、鎌倉時代の初期、源平両軍戦死者の霊を弔うために建てられたという供養塔があり、この踊も、これらの霊を慰めるために始められたものと伝えられています。毎年、旧7月13日より8月1日まで海浜に櫓を作り、これをめぐって島内の老若男女が、月明の下に夜を明かして踊ります。又、新仏の家でも踊られ、雨乞などにも特に催されることがあります。元禄の頃が最も盛んであり、その頃役者が踊りに手を加えたとも言われています。

櫓を音頭台とも呼び、ここに音頭取りがおり、その外に太鼓台を設けて太鼓打が立ち大太鼓を打ちます。同じ踊りの輪の中に12の踊りがあり、一つの太鼓、一つの音頭で、各組各様の踊りを踊ります。

こうした形式の盆踊りは、全国的にも珍しい踊りであります。音頭の歌で現存しているものは「那須与一^{なすのよいち}」を初め十数種があります。こうした踊りは代々受け継がれ、昭和23年には白石踊会が発足し、保存に努めては来ましたが、人口の過疎化、高齢化が年々すみ踊手の数も減少の傾向にあります。

その為、将来それぞれの踊りを継承するため一定数の踊手を養成する必要にせまられています。この時にあたり、国・県の補助事業として重要無形民俗文化財「白石踊」伝承者養成のお話があり白石踊会として参加協力することに致しました。この事業完成の為岡山民俗学会の佐藤米司先生を中心に関係者を持ちましてテキスト作成委員会を設立致しました。そして、多くの方々の御協力をいただいてこのたび発刊の運びとなりました。

この冊子によって、一般の方々が白石踊に対する理解と認識を深めていただくとともに、白石踊伝承者の養成と今後の存続発展のために役立つことになりますれば幸せです。

昭和54年3月

白石踊伝承者養成事業
テキスト作成委員会委員長

山 川 一 尾

あ い さ つ

郷土芸能は現代人の心の糧として欠くことのできない芸術であります。ともすれば新しいものを求めたがる現今の風潮の中にあつて、日本人の心のふるさとである郷土芸能を子孫に引き継がねばならないと痛感致しております。

このため、国・県・市におきましても、特に重要な無形民俗資料につきましては、これを指定し、保存に努めております。

このたび、文化庁の助成をえて国指定重要無形民俗文化財「白石踊」伝承者養成用テキストを、同テキスト作成委員会によって発刊することができました。作成にあたっては、地元、白石踊会の皆さんをはじめ多くの関係者の御協力をいただきました。関係者各位のご労苦に対し、深い敬意を表すとともに厚くお礼を申し上げます。

このテキストが、地元白石島はもとより多くの人々によって御利用頂き、白石踊りの伝承に貢献できますことを祈念してやみません。

昭和 54 年 3 月 15 日

笠岡市教育委員会

教育長 藤井英樹

白石踊伝承者養成事業テキスト作成委員会規程

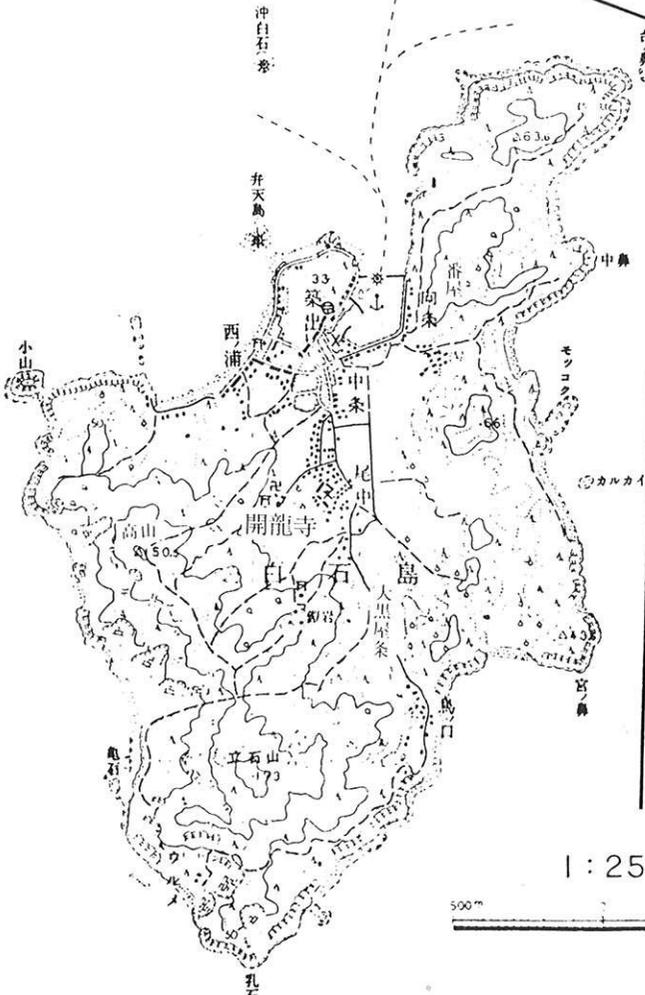
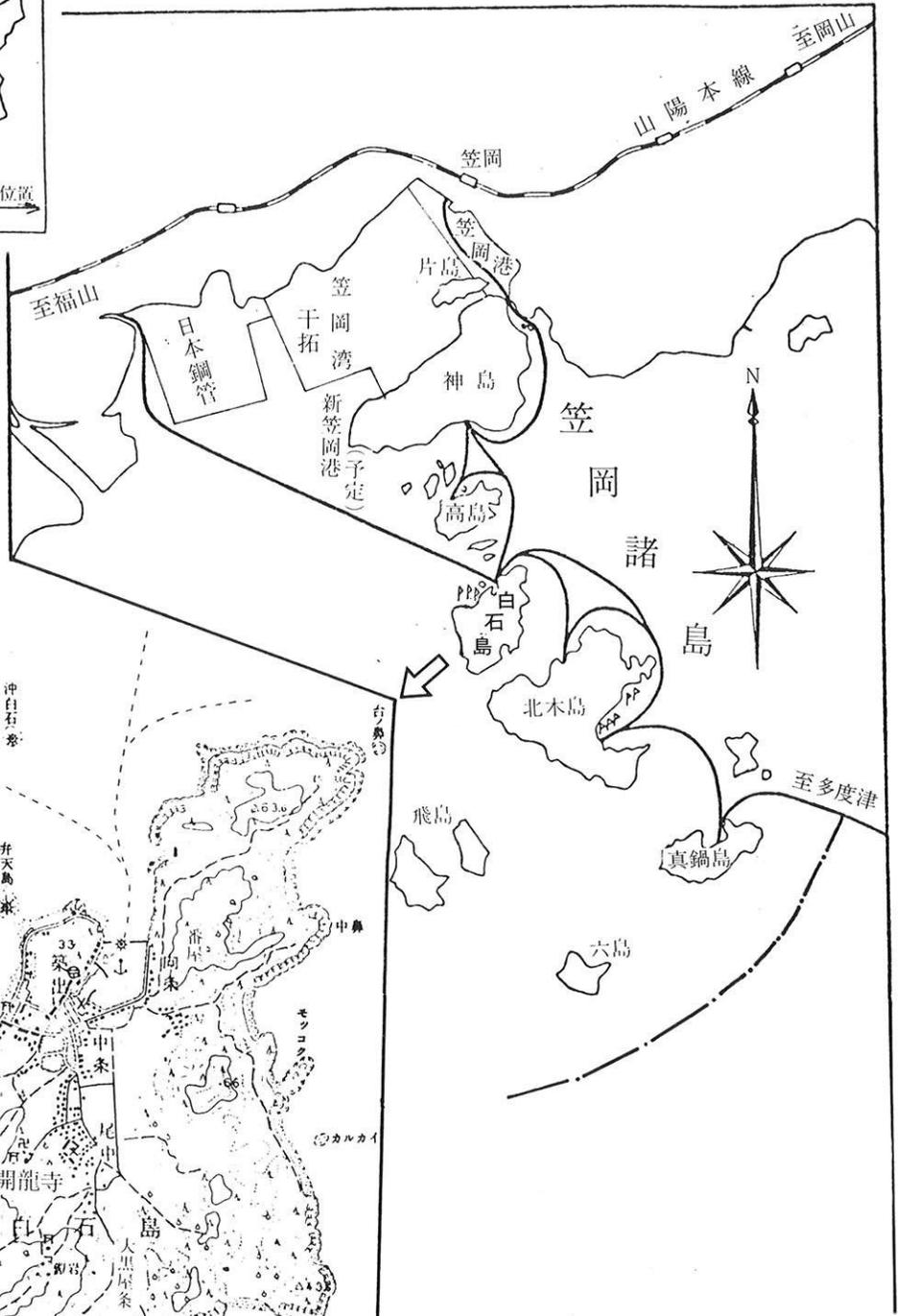
- 第1条 白石踊伝承者養成事業テキスト作成委員会は、国指定重要無形民俗文化財白石踊の伝承者を養成するため基本的なテキストを作成することを目的とし、本規程により白石踊伝承養成事業テキスト作成委員会（以下「委員会」という）において実施する。
- 第2条 委員会の事務所は、笠岡市教育委員会内におく。
- 第3条 委員会に、次の役員をおく。
- | | | | |
|-----|-----|------|----|
| 委員長 | 1名 | 副委員長 | 1名 |
| 委員 | 若干名 | 幹事 | 2名 |
| 監事 | 1名 | | |
- 第4条 委員長は、委員会を代表し事業に関する一切の事務を統轄する。
副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代理する。
委員は、事業実施に関する重要事項を審議する。
幹事は、委員長の指示のもとに、公務に従事する。
- 第5条 監事は、出納その他事務を監査する。
- 第6条 事業には、次の諸帳簿を備え確実に記入する。
1. 事業記録簿
 2. 現金出納簿
- 第7条 書類は、適宜分類して、これを保管する。
- 第8条 事業費は、委託料などをもってこれにあてる。
- 第9条 事業費は、確実な金融機関に預け入れ、必要に応じ払い戻しをする。
- 第10条 事業費等の費用は、委員長の決裁を経て支払うものとする。
- 第11条 この委員会は、事業終了後すべての手続きの完了したとき、解散するものとする。
- 第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は委員長がこれを定める。
- 付則 この規程は、昭和53年8月25日から施行する。

白石踊伝承者養成事業テキスト作成委員会

委員長	山 川 一 尾	白石踊会副会長
副委員長	天 野 寛	白石踊会副会長
委 員	原 田 正 義	笠岡市教育委員会・社会教育課長
〃	三 室 清 子	岡山大学助教授
〃	佐 藤 米 司	笠岡高等学校校長
〃	佐 藤 登美子	神島外中学校教諭
〃	有 元 経 治	笠岡高等学校教諭
〃	原 田 健二郎	白石踊会役員（白石島観光協会）
〃	天 野 幸 雄	〃 （白石島消防団代表）
〃	教 海 俊 応	〃 （白石島公民館代表）
〃	中 塚 清 士	〃
〃	天 野 麻布美	〃
〃	西 原 省 三	〃
〃	原 田 梁 作	〃
〃	藤 井 雅 夫	〃
〃	山 川 宮 子	〃
幹 事	山 川 松 芳	〃
〃	阿 部 一 郎	笠岡市教育委員会・社会教育課
監 事	内 海 義 郎	笠岡市教育委員会・社会教育課

目 次

序	(iii)
あいさつ	(iv)
白石踊伝承者養成事業テキスト作成委員会規程	(v)
白石踊伝承者養成事業テキスト作成委員会	(vi)
1. 白石島の地理・歴史	1
2. 白石踊の起源について	2
3. 白石踊の演技時期・時間	5
4. 白石踊の種類と特徴	6
5. 白石踊の衣裳と持ち物	7
6. 白石踊の唄（口説）	8
一. 那須与一	10
二. 石童丸（上・下）	11
三. 丹波与作	13
四. 揚巻助六（上・下）	14
五. 賽の河原	16
六. 山田の露	17
七. お半長右衛門	18
7. 白石踊の演技形態	21
8. 現代の白石踊	22
9. 白石踊・踊方手解き者名簿	23
10. 踊り方	25
二つ拍子	
男踊 (1)	29
男踊 (2)	31
女踊	33
奴踊	35
笠踊	37
大師踊	39
眞影踊	41
阿亀踊	43
鉄砲踊	45
月見踊(娘踊)	47
梵天踊	49
ブラブラ踊	51
(太鼓)	53
11. 白石踊の主な歩み	55
昭和3年から昭和10年頃の踊り手	
昭和25年頃の白石踊会	
昭和41年頃の白石踊会	
12. 参考文献	64
表紙・絵 村川 弦納 画伯	
題字 西江 皓雪 氏	
あとがき	65



1:25,000 白石島

